

自転車安全利用五則を守ろう

1. 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者が優先

自転車は車の仲間です。そのため、車道を走らなくてはなりません。

車道の左側を走りましょう

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いてある場所では、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。

3. 夜間はライトを点灯

ライトを点灯すると、前方の様子が見えるだけでなく、他の車などにあなたの存在を知らせることになるので安全です。

4. 飲酒運転はダメ!

自転車は車の仲間です。お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません!

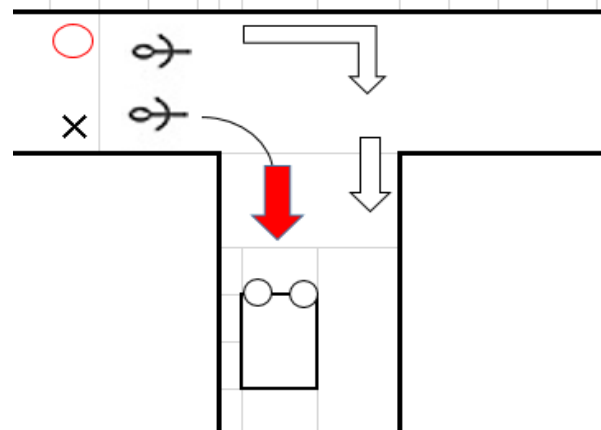
5. ヘルメットを着用

2023年4月から、すべての**自転車利用者**に対し、乗車用ヘルメット着用努力義務が課せられました。

お家のかたへ (おねがい)

数日前、青パトで巡回中見通しの悪い交差点前で停車していたところ、交差点左方から、高学年(小学校4~5年生)の自転車3台が交差点直近を右折し、接触寸前になりました。

交差点で右折する場合は、直近右折ではなく、**ゆっくりと大回り・左右確認**して走行するように心がけましょう。※別図のとおり



犯罪発生状況

・6月の町内犯罪発生件数	15件(前年比-3)
種別	
自転車盗	2件
万引き	1件
器物損壊	1件
その他	10件
・令和6年犯罪累計	86件

